

令和7年度 保育所等入所申込みのしおり



【お問い合わせ】

八女市役所 子育て支援課 こども保育係

〒834-8585 八女市本町647番地

TEL 0943-23-1351 (直通)

はじめに

保育所とは、保護者の就労や病気などの理由により、家庭において必要な保育を受けることが困難な乳幼児をお預かりする施設です。

このしおりでは、保育所、認定こども園の保育部、小規模保育施設を総称し「保育所等」と表記しています。

♪ 入所申込みのまえに ♪

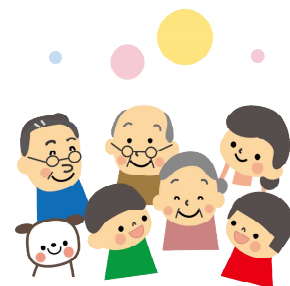
保育所等の利用を希望される保護者は、下記についてよく確認されお申込みください。

- ①利用を希望される保育所等については、事前に施設を見学していただき、保育方針や保育内容などを十分ご確認のうえお申込みください。
- ②入所日は月の初日からで、退所日は月の末日です。（月途中での入所や退所はできません。）また、年度途中で保育所等を変更したい場合は、一旦、退所手続き後に再度、入所申請が必要です。
- ③入所が可能な月齢は原則満6か月からです。ただし、入所を希望する保育所等の利用定員に空きがあり、かつ受入基準を満たしている場合はこの限りではありません。
- ④入所を希望されるお子さまの発育や発達に不安がある場合は、お申込みの際に必ずお伝えください。
- ⑤入所申込み後、あるいは入所された後に、世帯状況に異動（保護者の離婚、婚姻、死亡等）があった場合や確定申告の修正申告等により市区町村民税額が変更になった場合は、すみやかに八女市役所子育て支援課へご連絡ください。

1. 入所の申込みができるのは

八女市に住民票があり、家庭の状況が次のいずれかに該当することが必要です。

- ☐ 自宅外で仕事をしている（夜間の労働を含む）
- ☐ 自宅内でお子さまと離れて日常の家事以外の仕事をしている
- ☐ 妊娠中または産後である
- ☐ 保護者が病気または障がいがある
- ☐ 同居または長期入院などしている親族の介護・看護をしている
- ☐ 震災、風水害、火災その他の災害の復旧に当たっている
- ☐ 求職活動（起業準備を含む）をしている
- ☐ 就学している（職業訓練校等における職業訓練を含む）
- ☐ 虐待やDVのおそれがある
- ☐ 育児休業取得中に、既に保育所等を利用している子どもがいて継続利用が必要である
- ☐ そのほか、上記に類する状態として市が認める場合（新生児の育児など）



2. 必要な書類

入所を申込まれる際は、次の書類をすべて揃えて提出してください。なお、必要な書類は子育て支援課や各支所市民生活福祉係、やめっこ未来館および各保育所等に準備しています。また、市のホームページからダウンロードもできます。

- ①施設型給付費・地域型保育給付費等教育・保育給付認定申請書または現況届（兼保育所等入所申込書兼児童台帳）
- ②マイナンバー（個人番号）台帳兼届出書
- ③保育の必要性を証明する書類
- ④令和7年度保育所等入所申請チェック票
- ⑤入所児童アンケート（※ 新規・転園の方のみ）
- ⑥保育料の軽減措置に必要な書類（※ 必要な方のみ）
- ⑦医療的ケア等に関する意見書・指示書（※ 必要な方のみ）

①施設型給付費・地域型保育給付費等教育・保育給付認定申請書または現況届（兼保育所等入所申込書兼児童台帳）

申込書は、施設型給付費・地域型保育給付費等教育・保育給付認定（以下「教育・保育給付認定」という。）の申請と、保育所等への入所申込みを兼ねたものとなっています。入所申込みをされるお子さまお一人につき一枚の提出が必要です。

認定区分の対象	利用できる施設	認定区分	認定の有効期間 ^注
満3歳以上（4月1日時点）	保育所 認定こども園の保育部	2号認定	小学校就学前まで
満3歳未満（4月1日時点）	保育所、小規模保育施設 認定こども園の保育部	3号認定	満3歳となる誕生日の前々日まで

- ◎ お子さまが満3歳になり3号認定から2号認定へ変わる際は、市で認定の変更を行います。ただし、認定こども園で教育（1号認定）を希望される場合は、保護者から1号認定の申請手続きが必要です。
- ◎ 4月入所の場合は認定事務が集中し審査に時間を要しますので、支給認定証のお届けは1月下旬以降となります。

②マイナンバー（個人番号）台帳兼届出書

届出書には、世帯分離に関係なく同居している人（父・母・兄弟姉妹・祖父母・同居の障がい者すべて）について記入していただき提出をお願いします。なお、提出の際に申請者（保護者）の番号確認および本人確認を行います。受付時は番号確認のための個人番号カードや通知カードおよび身元確認のための運転免許証など提示できる書類を持ってお越しください。

以前に提出され世帯状況に変更がない場合は提出の必要はありません。ただし、以前提出された後に、出産や婚姻、転居などで同居家族が増えた場合はその方のマイナンバーの届出をお願いします。

③保育の必要性を証明する書類

保育の必要性を証明するため、次のうち父母それぞれ該当するものを提出してください。

保育を必要とする理由	保育の必要性を証明する書類
就労	○就労証明書 ※ 1 か月当たり 6 0 時間以上の就労必須
妊娠・出産	○母子手帳（写） ※産前 3 か月から産後 2 か月（出産月を除く）までが有効期間
保護者の疾病・障がい	○保育所等入所に関する申立書 ○入院や通院が確認できる書類の写し、身体障害者手帳の写しなど
同居親族の介護・看護	○保育所等入所に関する申立書 ○要介護（看護）者の介護健康保険証、または診断書など
災害復旧	○保育所等入所に関する申立書 ○罹災証明書など
求職活動（起業準備含む） ※入所期間は、入所月を含めて 3 か月間	○求職中を証明する書類（ハローワークカード（写）など） ○保育所等入所に関する申立書（起業準備の場合）
就学（職業訓練含む）	○在学証明書 ○保育所等入所に関する申立書
虐待やDVのおそれがあること	○保育所等入所に関する申立書
育児休業	○就労証明書 ※育児休業法等に基づく育児休業期間が属する月の末日までが有効期間
その他（新生児の育児など）	○保育所等入所に関する申立書など（新生児の育児の場合は書類不要） ※満 1 歳の誕生日が属する月の末日までが有効期間

保育を必要とする理由によっては、次のいずれかに区分されます。

保育の必要量の区分	基準となる就労などの時間
保育標準時間（最長 1 1 時間まで）	1 か月当たりの就労などの時間が 1 2 0 時間以上 の場合
保 育 短 時 間（最長 8 時間まで）	1 か月当たりの就労などの時間が 1 2 0 時間未満 の場合

- 保育を必要とする事由が「疾病・障がい」や「介護・看護」、「就学」の場合、保護者からの申立書により確認し「標準」または「短時間」を決定します。
- 「標準」または「短時間」の決定にあたっては、「基準となる就労などの時間」に加え、通勤時間や就労の時間帯なども考慮し決定します。
- 保育を必要とする事由が「求職活動」や「育児休業」、「その他」の場合、原則として「短時間」となります。
- 月の途中で「標準」または「短時間」の変更はできません。内容等の確認を行ったうえで翌月からの変更になります。

④令和 7 年度保育所等入所申請チェック票

⑤入所児童アンケート（新規・転園の方のみ）

新規入所・転園希望の方は該当する学年齢のアンケートをご記入ください。

⑥保育料の軽減措置に必要な書類（必要な方のみ）

世帯に同居の障がい者がいる場合は、身体障害者手帳・精神障害者保健福祉手帳・療育手帳の写しを提出してください。

⑦医療的ケア等に関する意見書・指示書（必要な方のみ）

「医療的ケア児等」とは、①「日常生活を営むために医療を要する状態にある乳幼児」及び②「医療的ケアは必要ないが障がい等のため、保育の実施にあたり医師の指示を要する乳幼児」をいい、集団保育の可否や利用調整の際に必要となりますので、主治医が記載した「医療的ケア等に関する意見書・指示書」を提出してください。※ 看護師等の配置が必要となるため、受け入れができない場合があります。

3. 入所の申込み方法・期間

来年度4月入所の申込み受付は、11月中に実施します。詳しい日程や受付会場を市の広報誌やホームページでご確認いただき、**提出書類**をお持ちのうえ各会場へお越しください。なお、決められた日程でお手続きができない方は、11月29日（金）までに八女市役所子育て支援課または各支所市民生活福祉係に提出してください。

第1次選考の対象は11月29日（金）までに提出された方となります。例年、第1次選考で枠が埋まるが多いため、できるだけこの日までに提出してください。選考は、期限内に提出された書類によって審査します。第2次選考の申込み締切は2月10日（月）、第3次選考の締切は3月10日（月）です。

4. 入所までのスケジュール

新年度4月入所の場合の入所申込みから決定、入所までのスケジュールは下記のとおりです。

11月中

保育所等への入所申込み

教育・保育給付認定の申請と保育所等への入所申込みを同時に行います。



12月
↓
1月

第1希望の保育所等に利用定員を超える申込みがあった場合は、市で利用調整を行い、第2・第3希望、その他の保育所等に入所決定を行うことがあります。



1月下旬
↓

保育所等への入所決定

市から入所承諾書や支給認定証（新規入所児と認定内容が変更となる在園児）が届きます。



4月1日

保育所等へ入所



- ◎ 教育・保育給付認定は、申請書を市が受理した日から30日以内にしなければならないこととなっていますが、4月入所の場合は認定事務などが集中し審査に時間を要するため、認定結果は入所承諾書と併せてお送りします。
- ◎ 新規で入所が決定したお子さまは、施設へ直接ご連絡していただき、所長（園長）との面談を受けていただきます。

5. 利用調整

利用を希望された保育所等に利用定員を超える申込みがあった場合には、市が定める利用調整のための基準に基づき優先順位を設定し利用調整を行います。

※利用調整により、第2希望・第3希望、その他の保育所等に入所決定を行うことがあります。また、年度途中で保育所等を変更したい場合は、一旦、退所手続き後に再度、入所申請が必要です。あらかじめご了承ください。

利用調整の概要

合計点数	基本点数	・保育を必要とする理由およびその状況（就労時間など）により設定した点数を父母それぞれに採点し合計する。 ・ひとり親の場合は、当該ひとり親の点数に100点を合算する。
	調整点数	・次の項目について状況により加点する。 ①児童の状況 ②世帯の状況 ③きょうだいの状況 ④特定保育・教育施設等の保育士等 ⑤その他の状況

※ 基本点数および調整点数の合計が同一点数で並ぶ場合には、「同一点数時の順位」により優先順位を設定します。

6. 保育料

保育料は、お子さまの保護者の市区町村民税額と、お子さまの年齢区分および保育の必要量の区分により市が決定します。ただし、**父母の収入合計が200万円未満（ひとり親で100万円未満）の場合は、同居の祖父母のどちらか収入の多いほうの市区町村民税額を算入し決定します。**

幼児教育・保育の無償化に伴い、下記のお子さまの保育料は無料になります。

2号認定（4月1日時点で3歳以上の児童）

3号認定（3歳未満の児童）で市区町村民税非課税世帯

※年度途中で3歳になるお子さまは翌年度の4月1日から無料になります。

<保育料に関する留意事項>

- ◎ 年齢の区分は、当該年度の4月1日現在の年齢が適用されます。
- ◎ 保育料は、4月中旬にお知らせします。（年度途中入所の場合は、入所前月中にお知らせします。）
- ◎ 世帯状況に異動（保護者の離婚、婚姻、死亡等）があった場合や確定申告の修正申告等により市区町村民税額が変更になった場合は、速やかに八女市役所子育て支援課までご連絡ください。
- ◎ 収入状況等の確認が必要な場合は別途書類を求める場合があります。

毎年 9 月が保育料の切替え時期です



4 月～ 8 月

9 月～ 3 月

前年度の市区町村民税額に基づく保育料

当年度の市区町村民税額に基づく保育料

※保護者などの市区町村民税の状況により、年度の途中でも変更になる場合があります。

7. 副食費の徴収

2号認定のお子さまの副食費（おかず代等）は保育料から切り離され、保護者負担となります。

ただし、年収 3 6 0 万円未満相当世帯のお子さまと第 3 子以降のお子さまについては副食費が免除となります。3 号認定のお子さまについてはこれまでどおり保育料に含まれます。また、2 号認定のお子さまの主食費（白ごはん代）は八女市が負担しますので白ごはんを用意する必要はありません。



※年収 3 6 0 万円未満相当世帯とは、市区町村民税所得割課税額が 5 7, 7 0 0 円未満（ひとり親世帯、障がい者のいる世帯は 7 7, 1 0 1 円未満）の世帯のことをいいます。

※第 3 子以降のお子さまとは、小学校就学前のお子さまから数えて第 3 子以降のお子さまのことをいいます。

<留意事項>

- ◎ 免除対象者には、市から通知が届きます。
- ◎ 施設によっては徴収方法が異なりますので、詳しくは直接施設へお尋ねください。

8. 保育料の納付方法

保育料の納付先および納付方法は、利用する施設によって異なりますので、お間違えのないようご注意ください。

利用する施設	納付先	納付方法
保育所	八女市	口座振替または納付書払
認定こども園、小規模保育施設	各施設（事業者）	各施設へご確認ください

口座振替に関する留意事項（認定こども園および小規模保育施設は除く）

- ◎ 4 月分から口座振替を希望される方は、3 月末日（ゆうちょ銀行は 3 月 1 0 日）までに各金融機関の窓口で手続きをお願いします。
- ◎ 口座振替の有効期間は卒園までです。
- ◎ 既に保育料を口座振替されている兄弟がいれば、保護者からの手続きは不要です。

- ◎ 八女市への口座振替依頼書は、子育て支援課や各支所市民生活福祉係または市内の金融機関窓口でお申し付けください。
- ◎ 口座振替が始まるのは、金融機関が受け付けた月の翌月分からとなります。ただし、ゆうちょ銀行は、毎月10日までの受付分は翌月から振替開始となり、11日以降受付分は翌々月から振替開始となります。
- ◎ 口座振替を希望されない場合は、納付書により金融機関の窓口、納付書に記載のコンビニエンスストアまたはスマートフォン決済アプリ（LINE Pay、PayPay）での納付をお願いします。

9. 住所が変わるときは

転居により住所が変更となる場合は、各施設と八女市役所子育て支援課に届け出てください。

八女市外へ転出される場合は「退所」となりますので届出が必要です。各施設と子育て支援課または各支所市民生活福祉係へ届け出てください。なお、転出する月の末日までは当該施設を利用することができます。

10. 年度途中入所の申込み

全ての保育所等において4月の入所が決定した後、受入可能である保育所等についてのみ5月以降の途中入所が可能です。

途中入所のお申込みは令和7年4月1日（火）から受け付けます。お手続きの要領などは、このしおりでよくご確認のうえ、すべての書類をそろえていただきお申込みください。

《 重 要 》

- ◎ 途中入所は入所希望月の前月10日まで（10日が土日祝日の場合は前開庁日）にお申込みください。
- ◎ 途中入所の優先順位は先着順ではありません。入所希望月の早い方から入所の可否を審査し決定します。
- ◎ 保育所等によっては、年度の途中で保育士数などの受入れ基準が上限に達する場合もありますので、途中入所のお申込みをされていても、入所できることを保証するものではありません。



施設型給付費・地域型保育給付費等 教育・保育給付認定申請書
(兼保育所等入所申込書 兼児童台帳)

申請（申込）日 令和 XX 年 11 月

八女市長 様

保護者氏名 八女 太郎

新規の方の記入例

申請する認定区分に
チェックをしてください

※お読みください事項

施設型保育給付費等の教育・保育給付認定及び副食費の徴収免除の決定に必要な市民税の情報（同一世帯者を
閲覧すること。あるいは市町村民税の情報を他の市町村長へ照会することがあります。また、その情報に
基づき決定した利用料金負担額について、特定教育・保育施設等に対して提示することがあります。2) 申請（申込）日の翌々月以降の入所の場合、認定結果（支給認定証の交付）のお知らせは、子ども・子
に規定する期間（30日）を超えます。

「新規」にチェック！

以上のことに同意し、次のとおり、施設型給付費・地域型保育給付費に係る教育・保育給付認定（☒新規・☐変更・☐現況届）
を申請します。また、保育所等へ入所希望の場合、併せて入所を申し込みます。

利用を希望する 認定区分	☐ 1号（教育標準時間）認定	☒ 2号（満3歳以上・保育）認定 ☒ 標準時間 ☐ 短時間	☐ 3号（満3歳未満・保育）認定 ☐ 標準時間 ☐ 短時間
-----------------	---------------------------------------	---	---

申請（申込）する 児童の氏名	ふりがな やめ こじろう 八女 小次郎	生年月日	XX 年 7 月 11 日	年 齢	XX.4.1現在 3 歳
現 住 所	八女市 本町647番地7 市役所ハイツ30 (マンション・アパート名)	個人番号	☐ 別紙届出書に記載 ☐ 提出済	障害者手帳の有無	☐ 有り ☒ 無し
				特別児童扶養手当	☐ 認定 ☒ 非該当
令和XX年1月1 日の住所	※八女市外の場合のみ記入 保護者（続柄：父） 八女 市 町 村 保護者（続柄：母） 八女 市 町 村	令和XX年1月1 日の住所	※八女市外の場合のみ記入 保護者（続柄：父） 八女 市 町 村 保護者（続柄：母） 八女 市 町 村		
電 話 番 号	自宅 - 24 - 1351 (続柄：父) 090 - 2345 - 6789 (続柄：母) 090 - 12				
現在の保育状況	☐ 保育所等 () ☒ 家庭等 ☐ 事業所内 ☐ その他 ()				要注意！

①世帯の状況（申請する児童と同居している保護者（事実婚含む）・兄弟姉妹・障がい者・祖父母、別居の保護者も記入してください）

申請する児童以外の同居している人	氏 名	児童との続 柄	生年月日	職業または学校名等	備 考
	個人番号				
	八女 太郎	父	☐ 大 ☒ 昭 ☐ 平 ☐ 令 61 . 4 . 28	(株)海山商事	
	別紙届出書に記載				
	八女 花江	母	☐ 大 ☒ 昭 ☐ 平 ☐ 令 63 . 11 . 7	デンタル本村	
	別紙届出書に記載				
	八女 ゆず	姉	☐ 大 ☐ 昭 ☒ 平 ☐ 令 XX . 3 . 16	福島小学校	
	別紙届出書に記載				
	八女 駈	兄	☐ 大 ☐ 昭 ☒ 平 ☐ 令 XX . 6 . 15	サンビレッジ幼稚園	
	別紙届出書に記載				
	八女 一徹	祖父	☐ 大 ☒ 昭 ☐ 平 ☐ 令 18 . 1 . 1	無職	
	別紙届出書に記載				
	八女 里子	祖母	☐ 大 ☒ 昭 ☐ 平 ☐ 令	農業	
	別紙届出書に記載				

手帳の写しを
添付してください2号・3号認定の場合は必ず
第2・第3希望も記入してください利用を希望する期間は、最大1年間
(その年度の4月から3月末まで)です

②利用を希望する期間、希望する施設名

利用を希望する期間	令和 XX 年 4 月 1 日から 令和 XX 年 3 月 31 日まで
利用を希望する施設名	第1希望 施設の名称 第2希望 施設の名称 第3希望 施設の名称

③保育の利用を必要とする理由（1号（教育）認定を申請される方は記入不要です。）※保護者ごとに事由の番号を記入

保護者 (続柄：父)	保護者 (続柄：母)	事由	①就労 ②妊娠・出産 ③疾病・障がい ④介護・看護 ⑤求職活動 ⑥就学 ⑦育児休業 ⑧満1歳未満児の育児 ⑨その他 ()
---------------	---------------	----	--

★ 注 意 ★

1号認定を申請される方は③欄の記入は不要です

施設型給付費・地域型保育給付費等 教育・保育給付認定申請書
(兼保育所等入所申込書 兼児童台帳)

申請（申込）日 令和 XX 年 11 月

八女市長 様

保護者氏名 八女 太郎

在園児の記入例

申請する認定区分に
チェックをしてください

※申請する認定区分にチェックをしていただく事項

施設型保育給付費等の教育・保育給付認定及び副食費の徴収免除の決定に必要な市民税の情報（同一世帯者を
閲覧すること、あるいは市町村市民税の情報を他の市町村長へ照会することがあります。また、その情報に
基づき決定した利用料金負担額について、特定教育・保育施設等に対して提示することがあります。

2) 申請（申込）日の翌々月以降の入所の場合、認定結果（支給認定証の交付）のお知らせは、子ども・
に規定する期間（30日）を超えます。

「現況届」にチェック！

以上のことに同意し、次のとおり、施設型給付費・地域型保育給付費に係る教育・保育給付認定（☐新規・☐変更 ☒現況届）
を申請します。また、保育所等へ入所希望の場合、併せて入所を申し込みます。

利用を希望する 認定区分	☐ 1号（教育標準時間）認定	☒ 2号（満3歳以上・保育）認定 ☒ 標準時間 ☐ 短時間	☐ 3号（満3歳未満・保育）認定 ☐ 標準時間 ☐ 短時間
-----------------	---------------------------------------	---	---

申請（申込）する 児童の氏名	ふりがな やめ こじろう 八女 小次郎	生年月日	XX 年 7 月 11 日	年 齢	XX.4.1現在 3 歳
現 住 所	八女市 本町647番地7 市役所ハイツ30 (マンション・アパート名)	個人番号	☐ 別紙届出書に記載 ☐ 提出済	障害者手帳の有無	☐ 有り ☒ 無し
				特別児童扶養手当	☐ 認定 ☒ 非該当
令和XX年1月1 日の住所	※八女市外の場合のみ記入 保護者（続柄：父） 八女 市 町 村 保護者（続柄：母） 八女 市 町 村	令和XX年1月1 日の住所	※八女市外の場合のみ記入 保護者（続柄：父） 八女 市 町 村 保護者（続柄：母） 八女 市 町 村		
電 話 番 号	自宅 - 24 - 1351 (続柄：父) 090 - 2345 - 6789 (続柄：母) 090 - 12				要注意！
現在の保育状況	☐ 保育所等 () ☒ 家庭等 ☐ 事業所内 ☐ その他 ()				

①世帯の状況（申請する児童と同居している保護者（事実婚含む）・兄弟姉妹・障がい者・祖父母、別居の保護者も記入してください）

申請する児童以外の同居している人	氏 名	児童との続 柄	生年月日	職業または学校名等	備 考
	個人番号				
	八女 太郎	父	☐ 大 ☒ 昭 ☐ 平 ☐ 令 61 . 4 . 28	(株)海山商事	
	別紙届出書に記載				
	八女 花江	母	☐ 大 ☒ 昭 ☐ 平 ☐ 令 63 . 11 . 7	デンタル本村	
	別紙届出書に記載				
	八女 ゆず	姉	☐ 大 ☐ 昭 ☒ 平 ☐ 令 XX . 3 . 16	福島小学校	
	別紙届出書に記載				
	八女 駈	兄	☐ 大 ☐ 昭 ☒ 平 ☐ 令 XX . 6 . 15	サンビレッジ幼稚園	
	別紙届出書に記載				
	八女 一徹	祖父	☐ 大 ☒ 昭 ☐ 平 ☐ 令 18 . 1 . 1	無職	
	別紙届出書に記載				
	八女 里子	祖母	☐ 大 ☒ 昭 ☐ 平 ☐ 令	農業	
	別紙届出書に記載				

手帳の写しを
添付してください

2号・3号認定の場合は必ず
第2・第3希望も記入してください

利用を希望する期間は、最大1年間
(その年度の4月から3月末まで)です

②利用を希望する期間、希望する施設名

利用を希望する期間	令和 XX 年 4 月 1 日から 令和 XX 年 3 月 31 日まで
利用を希望する施設名	第1希望 施設の名称 第2希望 施設の名称 第3希望 施設の名称

③保育の利用を必要とする理由（1号（教育）認定を申請される方は記入不要です。）※保護者ごとに事由の番号を記入

保護者 (続柄：父)	保護者 (続柄：母)	事由	①就労 ②妊娠・出産 ③疾病・障がい ④介護・看護 ⑤求職活動 ⑥就学 ⑦育児休業 ⑧満1歳未満児の育児 ⑨その他 ()
---------------	---------------	----	--

★ 注 意 ★

1号認定を申請される方は③欄の記入は不要です

令和7年度 八女市 教育・保育施設一覧

令和7年4月1日

番号	区分	施設名	所在地	電話番号	保育定員	教育定員	定員合計	保育標準時間	保育短時間1	保育短時間2	延長保育時間	教育標準時間	預かり保育時間	一時預かり
1	公立保育所	福島保育所	稲富499番地	23-0953	120	-	120	07:30～18:30	08:00～16:00	09:00～17:00				
2	公立保育所	長峰保育所	吉田425番地	22-4626	120	-	120	07:30～18:30	08:00～16:00	09:00～17:00				
3	公立保育所	北山保育所	立花町北山2698番地1	23-5226	70	-	70	07:30～18:30	08:00～16:00	09:00～17:00				
4	私立保育所	三河保育園	酒井田730番地	22-5026	70	-	70	07:30～18:30	08:30～16:30		07:30～19:30			
5	私立保育所	八幡保育園	平228番地	22-4826	80	-	80	07:30～18:30	08:30～16:30	09:00～17:00	07:30～19:30			
6	私立保育所	八女中央保育園	本村425番地140	24-5254	110	-	110	07:30～18:30	08:30～16:30		07:30～19:30			
7	私立保育所	どんぐりの森保育園	高塚182番地	22-3869	40	-	40	07:30～18:30	08:30～16:30		07:00～19:00			
8	私立保育所	上妻保育園	津江499番地1	22-4426	120	-	120	07:30～18:30	09:00～17:00					
9	私立保育所	川崎保育園	山内508番地	22-3213	25	-	25	07:30～18:30	09:00～17:00					
10	私立保育所	忠見保育園	忠見641番地8	22-3060	140	-	140	07:30～18:30	09:00～17:00		07:00～19:00			
11	私立保育所	岡山保育園	室岡1261番地2	22-4726	160	-	160	07:30～18:30	09:00～17:00		07:00～19:00			
12	私立保育所	洋光はうす保育園	今福897番地1	24-8886	30	-	30	07:30～18:30	08:30～16:30		07:30～19:00			
13	私立保育所	さくらんぼ保育園	鵜池268番地1	24-5532	40	-	40	07:30～18:30	08:30～16:30		07:30～19:00			
14	私立保育所	のびっこらんど	鵜池183番地1	24-9720	20	-	20	07:30～18:30	08:30～16:30		07:30～19:00			
15	私立保育所	みつとも保育園	立花町谷川1250番地1	37-1336	90	-	90	07:30～18:30	08:45～16:45		07:00～19:00			○
16	私立保育所	黒木保育園	黒木町今874番地	42-4148	20	-	20	07:30～18:30	08:30～16:30		07:30～19:00			
17	私立保育所	本分保育園	黒木町本分755番地8	42-0221	90	-	90	07:00～18:00	08:30～16:30		07:00～19:00			○
18	私立保育所	木屋保育所	黒木町木屋2808番地	42-1880	20	-	20	07:30～18:30	09:00～17:00		07:30～19:00			
19	私立保育所	矢部保育園	矢部村北矢部5088番地	47-2510	20	-	20	07:15～18:15	08:30～16:30		07:15～19:00			
20	私立保育所	星野保育所星光園	星野村12047番地2	52-2046	40	-	40	07:30～18:30	08:00～16:00					
21	幼稚園	福島幼稚園	本町323番地	22-6500	-	60	60					08:00～16:00	08:00～17:30	
22	認定こども園	さいしょうじ幼稚園	本町519番地5	幼24-3412 保24-8126	30	120	150	07:30～18:30	09:00～17:00			08:30～14:30	07:30～18:30	
23	認定こども園	白百合幼稚園	祈祷院407番地	22-3312	60	235	295	07:30～18:30	09:00～17:00			08:00～14:30	08:00～18:00	
24	認定こども園	つくし幼稚園	上陽町北川内658番地1	54-2050	55	20	75	07:30～18:30	08:00～16:00			08:00～16:00	07:30～18:30	
25	認定こども園	ふじなみ幼稚園	黒木町桑原978番地1	42-3155	20	35	55	07:30～18:30	09:00～17:00		07:30～19:00	09:00～15:00	07:30～19:00	
26	認定こども園	あゆみこども園	黒木町本分1318番地1	42-3550	51	9	60	07:00～18:00	08:45～16:45		07:00～19:00	08:45～15:00	07:00～19:00	○

◎ 土曜日の開所時間は施設により異なります。詳しくは各施設にお尋ねください。
◎ 延長保育やその他保育事業を利用される場合の利用時間や利用料金など、詳しくは各施設にお尋ねください。